

第93表 暴力団対策法に基づく中止命令等発出状況及び 東京都暴力団排除条例違反の措置状況

1 暴力団対策法に基づく中止命令等発出状況

(1) 年次別

(単位 件)

区 分	中止命令	中止命令 違 反	再発防止命令	再発防止命令 違 反	事務所 使用制限	禁止命令	防止命令
平成 25 年	423	-	1	-	-	-	1
26	435	-	3	-	-	-	1
27	393	1	2	-	-	-	-
28	429	-	2	-	-	-	-
29	503	-	4	-	-	-	1
30	472	-	3	-	-	-	-
令和 31 元	429	-	5	1	-	-	-
2	418	-	6	2	-	-	-
3	291	-	8	-	-	-	-
4	293	-	8	3	-	-	-

(2) 形態別

(単位 件)

区 分	中 止 命 令			再 発 防 止 命 令		
	令和2年	令和3年	令和4年	令和2年	令和3年	令和4年
総 数	418	291	293	6	8	8
9条 { 総 数	272	226	211	4	7	5
みかじめ料等	27	13	10	-	1	-
用心棒料等	118	95	51	4	4	2
債務免除等	2	6	4	-	-	-
不当贈与	123	97	127	-	1	1
因縁要求	-	1	11	-	-	-
その他	2	14	8	-	1	2
16条 { 総 数	24	21	20	-	-	-
加入強要	16	17	16	-	-	-
脱退妨害	8	4	3	-	-	-
親族等	-	-	1	-	-	-
その他	122	44	62	2	1	3

(3) 団体別

(単位 件)

区 分	中 止 命 令			再 発 防 止 命 令		
	令和2年	令和3年	令和4年	令和2年	令和3年	令和4年
総 数	418	291	293	6	8	8
六代目山口組	41	26	39	1	-	-
神戸山口組	1	15	4	-	1	-
住吉会	187	124	158	2	1	6
稲川会	35	26	9	1	-	-
極東会	6	23	15	-	1	1
松葉会	26	27	2	-	4	-
その他の団体	6	7	5	-	-	-
一般人等	116	43	61	2	1	1

注1 暴力団対策法とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」をいう。

2 中止命令とは、指定暴力団員が暴力的要求行為をし、生活の平穏又は業務遂行上の平穏が害されていると認める場合に、警察署長が当該行為の中止等を命令することをいう。

第93表 暴力団対策法に基づく中止命令等発出状況及び 東京都暴力団排除条例違反の措置状況

2 東京都暴力団排除条例違反の措置状況

(1) 年次別

(単位 件)

区 分	総 数	21条 妨害行為の 禁 止	22条 暴力団事務 所の開設及 び運営の 禁 止	23条 青少年を暴 力団事務所 へ立ち入ら せることの 禁 止	24条 事業者の規 制対象者等 に対する利 益供与の 禁 止等	25条 他人の 名義利用の 禁 止等	25条の3 特定営業 者の 禁 止行為	25条の4 暴力団員 の 禁 止行為
		(命 令)	(検 挙)	(命 令)	(勸 告)	(勸 告)	(検 挙)	(検 挙)
平成 27 年	5	-	-	-	3	2	-	-
28	8	-	-	-	4	4	-	-
29	8	-	1	1	3	3	-	-
30	6	-	3	-	2	1	-	-
令和 31 元	9	-	1	-	3	4	-	1
2	34	-	1	-	8	-	15	10
3	18	-	2	-	1	1	7	7
4	15	1	4	-	1	3	3	3

(2) 団体別

(単位 件)

区 分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年 令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
総 数	5	8	8	6	9	19	11	12
六代目山口組	1	1	3	2	-	3	5	-
神戸山口組	-	1	-	-	-	-	-	1
住吉会	4	4	4	2	6	6	1	6
稲川会	-	2	-	-	-	9	2	-
極東会	-	-	-	2	1	1	2	-
松葉会	-	-	1	-	-	-	1	-
その他の団体	-	-	-	-	2	-	-	5

注1 命令とは、21条及び23条等の規定に違反する行為を行っている者に対して、当該行為を中止することを命じ、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な事項を命ずるものをいう。

2 勸告とは、24条及び25条の規定に違反した者に対して、その行為の是正を求める行政指導をいう。

3 令和4年末現在、同条例に基づく公表はない。

数値：暴力団対策課